

## 地方分権の推進による都市自治の確立に関する要望

都市自治体は、住民に最も身近な基礎自治体として、「補完性の原理」の考え方に基づき、地域における包括的な役割を果たすことがこれまで以上に期待されており、自立性の高い行政主体となるためには、十分な権限と税財政基盤の確立が必要である。

よって、国は、地方分権の推進に当たり、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1．地方分権の推進について

(1) 地方の歳入・歳出両面での自由度を高め、権限と責任を大幅に拡充するため、地方分権の理念に沿って真の三位一体改革を推進し、残された地方分権改革の最大の課題である国から地方への税源移譲等を基軸とした都市税財政基盤の確立を図ること。

また、国庫補助金の廃止に際しては、同時に、法令等による事務の義務付けの廃止や基準の弾力化など、国の関与を廃止・縮小すること。

(2) 都市自治体が、自立性の高い行政主体として、地域の特性を生かした個性豊かな地域社会を形成し、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務を総合的に処理することができるよう、人口規模等に応じて、事務・事業の更なる移譲を推進するとともに、さまざまな国の関与の廃止、縮減を一層進めるこ

と。

- (3) 特例市は中核市と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、政令指定都市は都道府県と同様になるよう事務・事業の移譲を図ること。

また、中核市、特例市の指定要件を緩和すること。

## 2．市町村合併に関する支援等の充実について

- (1) 市町村合併の積極的な取り組みが全国的に進められているが、自主的合併が円滑に進展するよう、的確な情報の提供や相談、助言を充実するとともに、合併市町村の計画的な振興、整備を促進するため、合併特例債について地域の実態に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な行財政措置を講じること。
- (2) 市町村合併に伴う電算処理システム等の統合及び整備等に要する経費について、明確な財政措置等を講じること。
- (3) 国の地方支分部局の再編に当たっては、行財政改革という観点のみならず、市町村合併の進展を踏まえた組織の見直しを行うこと。特に、行政サービスの低下防止のため、市町村合併に伴い拡大した行政区域と管轄区域との整合を図ること。

- 3．分権型社会の進展に伴い、行政の重要なパートナーの一つとして、地域における住民サービスを協働して担うこととなるNPO法人の社会貢献活動の活性化を図る観点から、NPO法人に対する税制の取扱いについては、NPO法人の活動実態等を踏まえ適切に対応するとともに、NPO支援税制の拡充を図ること。

4 . 国の各種指定統計の実施に当たっては、統計法第一条の「統計の真実性」を確保し、個人情報保護にも十分配慮した上で、民間への業務委託が可能となるよう、必要な措置を検討すること。

以上要望する。

## 電子自治体の構築に関する要望

電子自治体の実現に向け、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 電子自治体の推進について

- (1) 電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

また、電子自治体の構築を推進するため、地方公共団体の業務の標準化、システムの共同開発や共同アウトソーシングなどの取組みについても、技術支援の拡充・強化を図るとともに、適切な財政措置を講じること。

- (2) 地域間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。特に、高齢者や障害者が利用しやすい機器の開発や導入の促進等、誰もがITの利便性を享受できる情報通信環境を整備すること。
- (3) 国の各省のネットワークについては、可能な限りL G W A Nに集約統合するとともに、その利活用に積極的に取り組むこと。
- (4) 行政手続きの電子化の推進に当たっては、その手続きに必要なとされる添付書類や押印など法令等で定める様式について、セキュ

リテイ等安全面に十分配慮した上で、電子化に対応した改善を行うこと。

## 2．住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な運営等について

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムについては、今後の運用管理に係る経費等について、明確な財政措置を講じるとともに、不交付団体も含めた財政措置の充実を図ること。
- (2) 地方公共団体に対して正確で迅速な情報提供を行うとともに、国民の十分な理解が得られるよう、システムの仕組みや制度について、さらなる広報活動を実施すること。

以上要望する。

## 住民基本台帳の閲覧制限に関する要望

近年の高度情報ネットワーク社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が急激に高まってきており、住民基本台帳制度における個人情報保護施策のさらなる充実を図ることが急務となってきた。

よって、国は、次の事項について適切な対応を図られたい。

- 1．個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの大量閲覧等について請求者の範囲の制限などを含め、適切な措置を講じること。
- 2．住民票の写し等の請求事由等を明らかにすることを要しない場合を制限することについて検討するとともに、本人による住民票の写し等の請求書の開示請求についても併せて検討すること。

以上要望する。

## 国民保護法制の整備に関する要望

国民保護法制の実効性をより高めるため、国は、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．国は、「国民の保護に関する基本指針」を早期に定めるとともに、地方公共団体が全国的に整合性のとれた「国民の保護に関する計画」を速やかに作成できるよう、具体的な策定基準を提示すること。また、「基本指針」等の作成に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映させること。

2．地方公共団体が実施する国民の保護のための措置に係る費用については、原則として、国の負担とされているが、地方公共団体の負担とされる人件費や管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、平時から必要となる 国民保護計画の策定 資機材の整備 訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

さらに、応急の復旧についても、国の負担とすること。

3．武力攻撃事態等時においては、関係情報等が集中する国が中心となって対処措置が行われる必要があることから、国が迅速に関係機関等へ指示等を行うとともに、関係市町村長への的確な情報提供を行うこと。

4 . 原子力発電所が所在する地方公共団体においては、武力攻撃や大規模テロの標的となった場合に、その被害は甚大となることから、住民輸送手段の確保、資機材の整備、備蓄等について、財政措置を含め、国の責任において万全の措置を講じること。

以上要望する。



## 防災・災害対策の充実強化等に関する要望

総合的な防災・災害対策の確立のため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．平成16年度までとなっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」において平成17年度までとなっている補助の特例等に関する規定を延長すること。
- 2．消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、ヘリポート整備、消防車両の更新及びデジタル防災行政無線等防災資機材の備蓄整備等について財政措置の充実強化を図ること。
- 3．避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について
  - (1) 災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。
  - (2) 地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図ること。
  - (3) 震災時の延焼防止や地域の防災活動拠点として重要な役割を果たす防災広場等の用地取得費に対する財政措置を講じること。
- 4．地震の観測・予知体制等に必要な調査研究の推進に対する財政措置の充実を図ること。

- 5． 災害時における地域住民の安全確保を図るため、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。
- 6． 自然災害による被災者の生活再建支援制度について、所得制限の緩和等制度の充実を図ること。
- 7． 災害援護資金貸付金の償還について、小額償還者、その他正当な理由が認められる者に対して償還期間の延長を認めるなど、特段の措置を講じること。

以上要望する。

## 北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉を国際世論の喚起に努めながら一層加速化させ、引き続き最大限の努力を行うこと。

以上要望する。

## 外国人登録制度の改善に関する要望

外国人登録制度について、在留外国人の負担の軽減を図るため、外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止、各種義務年齢の引上げ等、外国人登録制度の抜本的な改善措置を講じること。

以上要望する。

## 地籍調査事業の推進に関する要望

国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とした地籍調査事業は、平成 12 年度から「第 5 次国土調査事業十箇年計画」に基づき実施されており、本計画において、外部への委託や簡便な調査手法などの事業促進策が導入されたところである。

しかしながら、今なお、都市自治体においては、大きな財政負担と膨大な事務処理が必要であり、計画的な地籍調査事業の推進に支障をきたしているのが現状である。

よって、国は、地籍調査事業を推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

## 人権擁護の推進に関する要望

今日、わが国では社会情勢の変化や国際化によって、さまざまな人権問題が生じている。人権擁護の推進と啓発を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
- 2 . 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、「人権教育のための国連 10 年行動計画」終了後においても、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図るとともに、施策を総合的に推進するための体制整備を行うこと。

また、国の委託啓発事業についても、委託対象の緩和等地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図るとともに、地方公共団体が実施する人権教育・啓発事業に対して十分な財政措置を講じること。

- 3 . インターネット上の差別情報等人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別事象の実態把握に努めるとともに、差別的情報の即時削除や再発・未然防止等について十分な措置を定めた法制度の整備を図ること。

また、差別情報の発信者やプロバイダー等の責任の明確化、関係

団体への指導・啓発の強化を図ること。

以上要望する。

## 男女共同参画社会の推進に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の趣旨の周知徹底と指導の強化を図るとともに、女性の労働権を保障するための法整備など必要な施策を講じること。

また、市町村男女共同参画計画に基づき推進する施策に対し、十分な情報提供を行うとともに、必要な財政措置を講じること。

さらに、配偶者等の暴力から被害者を保護するため、広域緊急一時保護施設の整備や民間シェルター等への適切な財政措置を講じるとともに、加害者の更なる暴力を防止するため、更正プログラムの制度化を図ること。

以上要望する。



## 安全対策等の強化・充実にする要望

1 . 近年、我が国の犯罪発生件数は増加の一途をたどっており、住民の治安に対する不安は増大している。

このため、国は、我が国の治安を速やかに回復し、国民が真に求めている安全と安心を確保するため、「地方警察官1万人緊急増員3か年計画」及び「緊急治安対策プログラム」に基づき、警察官の増員等に取り組んでいるところであるが、安全で安心なまちづくりを一層推進するため、警察官の定数をさらに増員し、交番の増設や空き交番解消等の交番機能を強化するなど、犯罪を防止するための総合的な治安対策の強化を図ること。

また、地域住民の安全と安心を確保するため、「安全・安心まちづくり推進要綱」等に基づき取り組んでいる都市自治体と警察との連携強化等の仕組みづくりを検討すること。

2 . 拉致被害者等の支援については、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に基づき、経済的支援をはじめ、住宅供給の促進、雇用や教育の機会の確保、生活相談など、国、県、市が連携して支援措置を講じているところであるが、国は、引き続き十分な支援措置を継続するとともに、拉致被害者全員とその家族の早期帰国の実現と、拉致問題の全面的な解決を図ること。

以上要望する。

## 都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項について早期に実現されること。

- 1．市町村の基幹税目である個人住民税は、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する税であり、また、安定性と応益性を有する極めて重要な税であることを踏まえ、その充実を図ること。

個人住民税均等割については、税率を当面3倍程度引上げること。

- 2．固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保を図ること。

また、税負担の公平性を確保する観点から、速やかに負担水準の均衡化・適正化を図ること。

- 3．税制改正により減収等が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税・財源措置等により補てんすること。

- 4．法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、その充実確保を図ること。

- 5．軽自動車税等定額課税については、相当長期にわたり税率が据え置かれていることから、税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、その税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに鑑み、課税方法、課税対象等について、早急に実態に見合った見直しを行うこと。

6．事業所税は、都市環境の整備及び改善のための目的税であり、まさに都市再生事業に充てる貴重な財源であることから、現行制度の堅持はもとより、その充実強化を図ること。

7．いわゆる環境税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案した地方税とすること。

8．消費課税については、都市における消費・物流の実態を反映する税目であることから、都市への配分割合を拡充すること。

9．ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場関連の財政需要もあり、貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

10．税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理・合理化を一層推進すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置については、抜本的な見直しを行うこと。

11．国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を基本としていることから、その算定のあり方について改善を図ること。

12．地方税の電子申告システムについては、地方団体が共同で開発・運用することが重要であり、その円滑な導入が図られるよう国の協力体制を維持すること。

また、公的年金等支払報告書、国税庁所管の確定申告データ、法務省所管の不動産登記データについては、提供された一覧表等を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、個人住民税及び固定資産税の課税事務の合理化・効率化を図るため、磁気媒体等を利用した電子データによって行えるよう措置を講じること。

13．還付加算金の利率を、市中金利の情勢に見合ったものとなるよう、見直しを行うこと。

以上要望する。

## 地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な一般財源である。現在、都市自治体においては、人件費の抑制、事務事業の抜本的見直しなど、徹底した行財政改革に懸命に取り組みつつ、増大かつ多様化する行政需要に的確に対応している。今後とも、引き続き、歳出の見直しなど、地方財政の健全化に努め、自ら税収確保等に努力すべきことは当然であるが、国においては、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．地方交付税については、財源調整・財源保障の両機能を堅持するとともに、投資から経常への需要構造の変化を的確に地方財政計画に反映させ、地方の実態を踏まえ、都市自治体の財政運営に支障が生じないように、交付税率の引上げを含め、安定的財政運営に必要な一般財源の総額を確実に確保すること。
- 2．地方債元利償還金の算入措置の見直しに当たっては、各事業の実情を考慮すること。
- 3．国の景気対策等に呼応して発行した赤字地方債などの償還費については、地方交付税により確実に措置をすること。

以上要望する。

## 国庫補助負担金に関する要望

都市自治体の自主性・自立性を高める観点から、国庫補助負担金の廃止・縮減は、地方への税源移譲と同時に行い、国の歳出削減を目的とした、単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など、地方への負担転嫁は断じてあってはならない。

当面存続する国庫補助負担金については、都市の財政運営に支障を生じることのないようその改善を図ることは必要である。

については、国庫補助負担金に係る補助単価、補助対象、基準数量等は、社会経済の実態に即した見直しを行い、超過負担の解消を図ること。

以上要望する。

## 地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
- 2．政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、その見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担の軽減を図ること。

また、政府資金の借換債の発行を認めるとともに公庫資金の借換条件の緩和を図ること。

- 3．起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。

また、各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう退職手当債、地域再生事業債及び財政健全化債等個々の自治体の実情に十分配慮した適切な対応を図ること。

以上要望する。

## 公金預金の保護に関する要望

普通預金等の流動性預金について、平成 17 年 4 月以降も決済用預金に該当するものは全額保護されることとなり、収納金を含めて一定の保護策が講じられている。

都市自治体では、指定金融機関の指定等に当たって、地域経済対策の一環として地元金融機関を選択しているという現状の下、これらの状況を踏まえながら、公金の保管等に努めている。

ついでに、国は、公金預金を保護するため、金融機関の健全性を確保することはもとより、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報の開示の徹底を進めるとともに、都市自治体の置かれている現状について十分に配慮し、都市行政の執行に支障が生じることのないよう適切な措置を講じられたい。

以上要望する。



# 介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 財政運営について

(1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な支援措置を講じること。

また、制度変更に伴う財政影響については、国の責任において措置すること。

(2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

また、国等の法定負担分は、安定的な事業運営の観点から、年度内に確実に交付すること。

なお、調整交付金の算定を暦年単位から年度単位とするなど、個々の市町村の執行実績に見合った交付とすること。

(3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。

(4) 平成16年度予算で一般財源化された介護保険事務費交付金の相当分については、税源移譲等により所要額を確保すること。

また、制度変更に伴う電算システムの改修等経費のほか、保険

料未納者対策に要する事務経費について、十分な財政措置を講じること。

(5) 市町村介護保険事業計画の見直しに係る経費について、財政支援措置を講じること。

## 2．低所得者対策等について

(1) 国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減策が十分でないことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

(2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

## 3．介護サービスの基盤整備について

(1) 高齢者保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成を含めた基盤整備の推進を図るとともに、地方交付税不交付団体を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 高齢者ができるだけ要介護状態にならないようにするために必要な介護予防・地域支え合い事業や生きがい活動に係る諸施策の充実を図るとともに、介護予防拠点の整備に対する必要な財政措置を講じること。

#### 4．第1号保険料について

(1) 第1号保険料については、世帯単位で比較すると所得がより少ない世帯の保険料が高くなる場合もあることなどの現状にかんがみ、不公平感が生じることのないよう、世帯概念を用いている賦課方法のあり方について更に検討すること。

(2) 現行の第1号保険料の区分については、第2段階の対象者における収入の格差が大きく、所得の低い者にとって負担が大きいため、住民の所得状況に応じた多段階制の採用等、よりきめ細かい保険料段階区分を設定すること。

(3) 保険料納付の利便性、徴収事務の効率化及び収納率の向上を図るため、全ての年金を特別徴収の対象とすること。

また、年度途中での資格取得や徴収額変更について、速やかに特別徴収ができるようにするなど、特別徴収事務処理の迅速化を図るとともに、被保険者が理解しやすいよう所要の措置を講じること。

#### 5．要介護認定について

(1) 要介護認定が公平・迅速に行われるよう、認定事務の更なる効率化を図ること。

(2) 主治医意見書の作成手数料の支払にあたって、居宅・施設入所の別及び新規・継続の別により複雑な確認事務が必要となっているため、その見直しを行うこと。

また、要介護（支援）認定を 30 日以内に行えるよう、主治医意見書の迅速な作成を促すべく必要な対策を講じること。

## 6 . 保険給付・サービス提供事業者等について

- (1) 在宅と施設の保険給付については、施設における居住費・食費の徴収範囲の拡大や利用者負担の引上げ等、在宅・施設両サービスの均衡を図る方策を講じること。
- (2) 都道府県が有料老人ホーム等の特定施設やグループホームを指定するに当たり、高齢者保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画との整合性が図られるよう、事前に保険者である市町村と協議する仕組みを確立すること。
- (3) 現時点において、都道府県におけるサービス事業者に対する指導・監督が十分に行われているとは言い難いことから、その機能強化を図るとともに、サービスの質の確保、利用者保護の重要性等にかんがみ、都道府県と同程度の調査権限を保険者にも付与し、都道府県と保険者である市町村とが連携する仕組みを確立すること。
- (4) 保険給付及びサービス提供の適正化が図られるよう、ケアマネジャーが居宅サービス事業所から独立した立場でケアプランを作成できる環境づくりなど、ケアマネジャーの中立性・公平性を更に確保するための具体的な対策を講じること。

## 7．障害者施策との関係等

障害者施策との統合及び被保険者の年齢の範囲の拡大については、慎重に検討すること。

## 8．その他

- (1) 有料老人ホーム等の特定施設やグループホームの入所者に対して住所地特例を適用すること。
- (2) 介護保険制度の見直しにあたり、市町村と十分協議するとともに、制度変更にあたっては、速やかに情報提供を行うこと。
- (3) 被保険者証の有効期限を定めないことや高額介護サービス費に係る申請手続きの自動償還払い化など、利用者の利便性や事務の効率化・簡素化を図る方策について、市町村が独自の判断で行えるようにすること。
- (4) 介護保険制度の財政見通しを踏まえた保険料や利用料等に関する広報を、国民にわかりやすい内容でこれまで以上に積極的に行うこと。
- (5) 介護費用適正化緊急対策事業の充実を図ること。
- (6) 養護老人ホームのあり方について所要の検討を行うこと。
- (7) 利用者負担(利用料)について、介護費用控除を創設すること。

以上要望する。

# 国民健康保険制度等に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1．医療保険制度改革について

- (1) 給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- (2) 医療保険制度体系に関する基本方針が目指す「医療保険制度の一元化」を一本化への道筋として位置付け、その具体的方策について検討するとともに、市町村の意見を十分尊重すること。
- (3) 医療費適正化対策をさらに推進すること。
- (4) 国民にわかりやすい診療報酬体系、薬価基準制度への見直しを図ること。

## 2．当面の措置及び制度運営について

- (1) 国保の財政基盤の強化を図るため、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。

また、高額医療費共同事業及び保険基盤安定制度を継続・拡充するとともに、財政安定化支援事業について、十分な財政措置を講じること。

さらに、精神・結核の保険優先に伴う負担増に対する財政措置を

講じること。

- (2) 介護保険料上乘せによる収納率の低下により、国保の運営に支障を来たしているので十分な財政措置を講じること。
- (3) 葬祭費に対する財政措置を講じること。
- (4) 被保険者証のカード化やコンビニエンス・ストアでの保険料収納など増大する事務経費に対する財政措置を講じること。
- (5) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付費等負担金の減額措置を廃止すること。
- (6) 保険料（税）収納割合のみに応じて減額算定を行う普通調整交付金の額の算定等に関する特例を廃止すること。
- (7) 保険者が保険料(税)減額に係る応益割合を55%以上にした場合でも7割・5割・2割軽減を行うことができるよう見直すこと。  
また、失業による加入者や前年に比べ大幅に減収となった被保険者を軽減の対象とするよう見直しを行い、その財政措置を講じること。
- (8) 保険料(税)の2割軽減に係る申請方式を廃止すること。
- (9) 国の責任において保険料(税)の減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。
- (10) 老人保健法の適用年齢の段階的な引上げに伴う負担増に対し、国庫負担金の割合を引き上げるなど、十分な財政措置を講じること。

(11) 老人保健医療に要する経費について、社会保険診療報酬支払基金及び国・都道府県からの概算交付額が、当該年度の医療費支弁額を下回ることのないよう適正な交付を行うこと。

### 3．被保険者の資格得喪失等について

(1) 被用者保険の保険者が、資格喪失者の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。

(2) 国保資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるようにすること。

以上要望する。



## 少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定など、総合的な子育て支援に向けた環境整備施策について、十分な財政措置を講じること。また、少子化に関する国民の意識を高めるため、積極的な啓発活動を行うこと。
- 2．子どもを安心して生み育てられる経済的な環境づくりを促進するため、子育て世帯に対する所得税負担の大幅な軽減措置を講じること。
- 3．保育対策について
  - (1) 幼稚園・保育所の制度の一元化に向けた具体案の検討にあたっては、地域のニーズに応じた弾力的な対応が可能となるよう、各種基準について、地方公共団体の自由度を拡大すること。また、検討結果等を早期に示すこと。
  - (2) 平成 16 年度に一般財源化された公立保育所運営費については、保育所の適正な運営を確保するため、実態に見合った財政措置を講じること。

- (3) 効率的かつ効果的な保育所運営ができるよう、都市自治体の裁量の拡大に向けた規制緩和を図ること。
  - (4) 保育所徴収金基準の見直しにあたっては、都市自治体や保護者の負担増とならないよう十分配慮すること。
  - (5) 保育所の職員配置基準の改善を図ること。
  - (6) 保育所待機児童の解消のため、保育所施設整備について財政措置の拡充を図ること。
  - (7) 障害児保育事業及び乳児保育促進事業について財政措置の充実を図ること。
- 4．児童扶養手当給付費については、国の責務として現行の国庫負担率を維持すること。
  - 5．児童扶養手当における所得制限限度額を見直し、地方負担に対する財政措置を講じるとともに、父子家庭についても支給対象とすること。
  - 6．母子自立支援員について、人材育成のための研修制度の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
  - 7．母子及び寡婦福祉貸付金について、原資の増額や貸付条件の緩和を図ること。
  - 8．放課後児童健全育成事業について十分な財政措置を講じること。
  - 9．障害児に対する放課後児童健全育成事業について、財政措置の拡充を図るとともに、受入人数等の基準の緩和を図ること。

- 10．児童虐待防止対策に係る市町村の役割や権限を明確にするとともに、十分な財政措置を講じること。
- 11．乳幼児医療費について無料化制度を創設すること。
- 12．特定不妊治療費助成事業及び総合周産期母子医療センター設置について財政措置の拡充を図ること。

以上要望する。

## 保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．老人保健福祉について

- (1) 市町村老人保健福祉計画の目的達成のため、十分な財政措置を講じること。
- (2) 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備について財政措置の充実を図ること。
- (3) 在宅介護支援センターの機能を充実させるため、職員配置基準等の改善を図るとともに、同施設の運営に対する財政措置の充実を図ること。
- (4) 小規模・多機能サービス拠点に対する財政措置を講じること。
- (5) 平成 16 年度予算で一般財源化された在宅福祉事業費の相当分については、税源委譲等により所要額を確保すること。
- (6) 児童虐待や DV（配偶者からの暴力）と同様に、高齢者の虐待を防止するための法整備を早急に講じること。
- (7) 低所得の高齢者が安心して賃貸住宅に入居できるよう、必要な財政措置を講じること。

## 2．生活保護について

- (1) 生活保護費については、国の責任を後退させることなく現行の国庫負担率を維持すること。
- (2) 生活保護世帯における自動車保有の容認について検討するとともに、住宅扶助費基準額及び限度額等について、社会・経済状況に適応した制度の抜本的な見直しを図ること。
- (3) 生活保護基準の級地区分について、地域の実態に即した改善を図ること。
- (4) 精神障害者に対する障害者加算の判定に際し、国民年金証書等の有無にかかわらず、精神障害者保健福祉手帳により障害程度の認定を行えるよう改善すること。

## 3．ホームレスに係る就労の自立支援や宿泊施設の整備など、総合的な支援策を積極的に推進すること。

また、地方自治体の実施計画等に基づく生活保護等の各種施策について、十分な財政措置を講じること。

## 4．判断能力が十分でない者の権利・利益の擁護のため、成年後見制度の利用を含めた支援制度の充実を図るとともに、地域福祉権利擁護事業や市町村独自の取組みについて財政措置を講じること。

## 5．住民との距離が近すぎるために、生活保護法に基づく事務等に支障が生じる場合があることから、小規模自治体における福祉事務所の必置義務を緩和すること。

- 6．隣保館・保育所をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実状に沿うよう財政措置の充実を図ること。
- 7．同和対策事業に係る地方債の償還について、元利償還金に対する地方交付税の算入率を引き上げるとともに、その償還年限を延伸すること。
- 8．墓地等の経営及び管理に関する審査判断マニュアルを作成し、墓地の経営許可等の円滑化を図ること。

以上要望する。

## 障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．障害者の自立と社会参加に向けた支援施策の充実を図るとともに、障害者福祉施設の整備等について十分な財政措置を講じること。
- 2．支援費制度について
  - (1) 身体及び知的障害者施策の更なる充実を図るため、支援費制度について十分な財政措置を講じること。
  - (2) ノーマライゼーションの実現を目指し、施設支援から在宅支援へシフトさせる施策の充実を図ること。
  - (3) 障害者の日常生活の実態を踏まえたサービス利用を促進するため、支援費制度に係る利用要件の緩和を図ること。
  - (4) 居宅サービス、知的障害者地域生活援助事業における支援費基準額を実態に応じて見直すこと。
  - (5) 児童デイサービス事業について、支援費基準額を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。また、対象年齢の範囲の拡大を図ること。
  - (6) 支給決定に関する公平性を確保するため、障害者ケアマネジメントの制度化を図るとともに、地域の相談・支援体制の充実を図ること。

- (7) 「級地区分」を経済社会の実態に即して改善すること。
- 3 . 障害者施策と介護保険制度との統合については、慎重を期すること。
  - 4 . 障害者社会復帰施設の整備を促進するため、施設数の認定基準を緩和すること。
  - 5 . 障害者小規模作業所について十分な財政措置を講じるとともに、補助金の交付事務を地方へ移譲すること。
  - 6 . 心身障害者（児）対策の充実を図り、心身障害者（児）施設整備について十分な財政措置を講じるとともに、規制緩和を図ること。
  - 7 . 重度身体障害者に日常生活用具として給付されるパソコンについて、その対象者に重度の視覚障害者及び聴覚障害者を加えること。
  - 8 . 精神障害者の福祉施策について
    - (1) 精神障害者の社会復帰や自立の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設整備事業等の福祉施策について十分な財政措置を講じるとともに、設置基準の見直しを行うこと。
    - (2) 24 時間支援することができる精神障害者グループホーム制度を創設すること。
    - (3) 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けること。また、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引の利用制限を撤廃するよう関係機関へ要請すること。

以上要望する。



## 地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．自治体病院について

(1)自治体病院の高度医療化や機能の重複する既存病院の再編成等について、財政措置を講じること。

(2)政府資金及び公営企業金融公庫資金による病院事業債について、借換えの特例措置を認めるとともに、償還期間の延長や繰上償還等の条件の緩和を図ること。

### 2．小児医療等について

(1)小児医療を確保するため、医師の養成と地域への均衡ある配置を早急に推進するとともに、小児救急医療体制の充実を図ること。

(2)小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院等運営事業について、財政措置の充実を図ること。

(3)小児科、産科における医療機関及び医師を確保する視点等から、診療報酬体系の適正化を図ること。

3．乳幼児、重度心身障害児（者）及びひとり親家庭の医療費について、財政措置を講じること。

- 4 . 慢性特定疾患治療研究事業等における医療費の患者負担割合については、現行制度を維持すること。
- 5 . がん検診事業及び妊婦・乳幼児等に係る保健施策について、財政措置の充実を図ること。
- 6 . 健康診断、予防接種、出産等を一体化するなど、保健と医療の効率的運用を図ること。
- 7 . S A R S などの感染症対策について、広域的な体制を確立するとともに、検疫体制の一層の強化を図る等、市民の安全確保のための万全の措置を講じること。

以上要望する。

## 国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．安定的運営について

- (1) 国の責任において、保険料収納率の向上及び年金加入の促進を図ること。
- (2) 若年層に対する年金教育を推進するなど、年金制度の周知促進を図ること。
- (3) 基礎年金国庫負担率引上げに係る財源を早期に明確化すること。
- (4) 全被保険者に対し、加入記録と年金見込額を定期的に通知する体制を早期に整備すること。
- (5) 女性と年金に関わる課題について、必要な見直しを行うこと。

### 2．市町村に対する事務費交付金について、超過負担が生じないよう財政措置の拡充を図ること。

### 3．無年金の状態におかれている在日外国人高齢者等に対する救済措置を講じること。

### 4．未支給年金を請求できる遺族の範囲を拡大すること。

### 5．国民年金給付事務に係る受付窓口を社会保険事務所へ一元化すること。

以上要望する。

## 水道事業に関する要望

安全な水道水の確保及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．浄水場、基幹管路等の老朽水道施設を近代化するための更新・改築について、財政措置の充実を図ること。
- 2．水道施設の安全強化のための耐震性強化事業及び鉛製給水管更新事業について、財政措置を講じること。
- 3．高度浄水処理施設の整備のため、水道水源開発等施設整備費について財政措置の充実を図ること。
- 4．上水道事業債について、償還期間の延長、繰上償還等の条件の緩和を図ること。
- 5．安全な水道水の確保のため、新たな水質基準のもとで実施する水質検査等について、財政措置を講じること。
- 6．市町村合併に伴い必要が生じる簡易水道統合整備事業に係る補助採択要件のうち、統合する側の人口規模要件を撤廃すること。

以上要望する。

## 雇用就業対策の推進に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域雇用対策の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。
- 2．ハローワークにおける相談機能等を強化し、若年者への職業意識啓発等も含めた職業訓練・研修の充実を図ること。また、市町村が行う職業紹介事業に対する財政措置を講じること。
- 3．中高年齢者や障害者等の雇用対策を推進すること。
- 4．中小企業勤労者福祉サービスセンター事業に対する支援の充実を図ること。
- 5．公正な採用を図るための雇用主等への啓発・指導を進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

以上要望する。

## 廃棄物対策に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 廃棄物処理施設等について

(1) 廃棄物処理施設整備について財政措置の拡充を図ること。

特に、焼却灰溶融化施設の整備に対する十分な財政措置を講じること。

(2) 廃棄物焼却施設の解体撤去工事費については、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合も含め、更なる財政措置を講じること。

また、解体撤去に伴うダイオキシン類の濃度の測定、汚染物質の除去及び拡散防止対策などダイオキシン類ばく露防止対策に係る費用について、適切な措置を講じること。

なお、既存施設においても、同様に適切な措置を講じること。

(3) 廃棄物の適正処理とごみの減量化・資源化の視点に立って、廃棄物処理施設の計画的な整備を図るため、必要な財政措置を講じること。

(4) ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備について財政措置を拡充するとともに、広域化に伴う施設廃止等に対し国庫補

助金の返還免除、地方債繰上償還猶予など特例措置を講じること。

(5) 循環型社会の構築に向け、リサイクル施設の整備・運営に対する財政措置を講じること。

(6) ごみ固形燃料製造施設等の安全対策について、十分な財政措置を講じること。

(7) 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関し、国民の理解が得られるよう啓発活動を行うとともに、処理基準を明確に示すこと。

## 2. 総合的な廃棄物政策について

(1) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物・リサイクル対策関連法の実効性を確保するとともに、リサイクルに加え、リデュース、リユースを推進するための枠組みを構築すること。

また、情報公開や環境教育の充実など国民への啓発活動を行うこと。

(2) ごみ行政における自治体間の格差是正のため、都市自治体の取組みに対する財政措置を講じること。

(3) スプレー缶及び使用済み携帯用小型カセットボンベ容器など処理が困難な製品を適正処理困難指定廃棄物として位置付けるとともに、当該製品の回収・処理を事業者に義務付けること。

また、不法投棄等の不適正処理を防止するため、処理費用については、製品価格に内部化するよう検討すること。

(4) 廃棄物の不法投棄に対する取締り及び罰則の更なる強化を図ること。

(5) 再生資源物の利用促進のため、市場価格の安定化・流通対策を推進するとともに、グリーン購入法の運用を強化すること。

また、グリーン購入の促進に向けた市民に対する普及啓発活動について、財政措置を講じること。

(6) リサイクルしやすい製品を開発・販売している事業者に対し、税制等の優遇措置を講じるなど、リサイクルしやすい製品の普及を促進すること。

また、国民に対し、環境への負担が少ない製品に関する情報提供及び購入促進の啓発活動に努めること。

(7) 古紙のリサイクルを促進するため、事業者に対し、回収及び再生利用を明確に義務付けること。

(8) プラスチックごみ等の減量化・資源化のための技術開発を推進するとともに、再生資源の利用を促進するため、各種規制緩和や税制上の優遇措置等を講じること。

(9) 廃棄自転車の処理について、国、地方公共団体、事業者及び消費者それぞれの役割分担や費用負担を明確にした法整備を図ること。

(10) 生ごみをより広範囲の製品に再利用できるよう、技術開発支援及び情報の提供・共有化を図るとともに、市町村が行う生ごみ



処理機購入補助事業に対する財政措置を講じること。

- (11) 地方における環境・リサイクル産業の振興を促進するための総合的支援策を講じること。

### 3．容器包装リサイクル法について

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止対策の一環として、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、デポジット制を導入すること。
- (2) 市町村の財政負担が過大とならないよう、分別収集及び再商品化に伴う費用に対する財政措置を講じること。
- (3) 拡大生産者責任の観点から、製造事業者等に回収を義務付けるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適切な見直しを行うこと。
- (4) 容器包装のリサイクルを促進するため、特定事業者が容器の種類を増やすことについて一定の制限を行うとともに、容器包装の識別表示の更なる普及促進を図ること。
- (5) 円滑な分別収集を可能とするため、「ペットボトル」と「ペットボトル以外のプラスチック製容器」の分別基準の統一について検討すること。

### 4．家電リサイクル法について

- (1) 家電4品目等のリサイクル費用については、製品販売時における徴収とするとともに、同費用の管理システムを確立すること。

また、家電品目の対象の拡大について、検討すること。

(2) 製造事業者の責任を明確にし、市町村に新たな負担が生じないようになるとともに、リサイクル費用の低減に寄与する施策の充実を図ること。

(3) 不法投棄については、事業者の責任において国民への啓発を行うとともに、所有者登録制度を確立するなど、その防止対策の徹底を図ること。

また、不法投棄が生じた場合の費用については、国又は事業者において負担すること。

(4) 効率的な収集・運搬を行うため、指定引取場所については、適正に配置するとともに、全メーカー共通とすること。

## 5 . 産業廃棄物について

(1) 産業廃棄物の不適正処理に対応するため、自社処分行為に係る罰則を強化するとともに、小型焼却炉や保管施設等に対する規制を強化すること。

(2) 都市自治体が関与する産業廃棄物処理に対して財政措置の充実を図ること。

(3) 不法投棄産業廃棄物等の早期撤去に向け、技術的支援や財政措置を講じること。

以上要望する。

## 生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．浄化槽設置整備事業等について

- (1) 浄化槽設置整備事業について所要の財政措置を講じること。
- (2) 合併処理浄化槽への設置換えに伴う単独処理浄化槽の撤去費について財政措置を講じること。
- (3) 下水道整備区域から外れている大規模住宅団地の集合浄化槽のうち、一定の要件を充たすものについて、公共下水道として認可できるように法整備等を行うこと。
- (4) 浄化槽管理者による定期検査を徹底させるため、適切な措置を講じること。
- (5) コミュニティプラント整備事業について財政措置の拡充を図ること。

### 2．大気汚染対策について

- (1) ディーゼル車等に対する排出ガス規制及び軽油中の硫黄分低減等の燃料改善の早期実現に向け、関係業界への働きかけ等必要な対策を講じること。
- (2) ディーゼル微粒子除去装置（DPF）の装着を義務付けるとと

もに、クリーンエネルギー自動車の積極的導入に対する税制上の優遇措置や財政措置の充実を図ること。

(3) 大気汚染の改善状況を把握するための監視体制について、一層の充実強化を図るとともに、人体影響等に関する調査研究を行い、必要な基準等の設定を行うこと。

### 3．地球温暖化防止対策について

(1) 地球温暖化防止対策について、「京都議定書」の目標実現に向けた環境税の創設などを含めた誘導・規制措置を講じるとともに、財政措置の充実を図ること。

(2) フロン対策について、税制上の優遇措置等を拡充するなど、より一層の財政措置を講じること。また、断熱フロンの回収を事業者等に義務付けるとともに、代替フロンの開発と特定フロンの破壊処理技術の確立を急ぐこと。

4．臭化メテルの代替品の研究・開発に引き続き強力的に取り組むこと。

5．地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

6．環境保全を基本理念とした環境教育を確立するとともに、環境教育のための施設整備を拡充すること。

以上要望する。

# 化学物質対策に関する要望

人の健康や生態系に重大な影響を及ぼす化学物質に対処するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1．ダイオキシン類対策について

- (1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、施策の着実な推進を図ること。
- (2) ダイオキシン類の発生を抑制するため、環境負荷の少ない素材の利用促進を図るとともに、ダイオキシン類の発生メカニズムの研究及び排出削減対策の取組みを推進すること。
- (3) ダイオキシン類に関する環境調査、健康調査等について、財政措置を講じること。

## 2．環境ホルモンの現状及び人体・生態系への影響に関する調査研究の充実を図ること。

## 3．P C B の処理技術を早急に開発し、市町村が保管している P C B 使用蛍光管安定器について、効率的な集中管理ができるような具体的な処理策及び財政措置を講じること。

以上要望する。

## 公立学校施設の整備に関する要望

公立学校施設の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公立学校施設の整備について、校舎等新增改築事業等に係る必要な事業量を確保するとともに、所要の財政措置を講じること。
- 2．公立学校施設の耐震診断費用及び耐震補強事業としての大規模改造事業等について、所要の財政措置を講じること。
- 3．学校施設のバリアフリー化等に伴う施設整備について、財政措置の充実を図ること。
- 4．適応指導教室整備について財政措置を講じること。
- 5．国有学校用地等について
  - (1) 国有学校用地の利用については無償譲渡又は無償貸付とするとともに、改築承諾料の徴収を廃止すること。
  - (2) 閉校後の国有学校用地の使用料について、減免措置を講じること。
  - (3) 小中学校の統廃合等に伴う遊休施設について、その有効利用を促進するための諸施策を充実すること。

以上要望する。

## 義務教育施策等に関する要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．教育改革については、財政、規制緩和等の視点のみではなく、子どもを第一に考えた幅広い視点から推進すること。
- 2．教育委員会の活性化を含めた教育行政体制の充実を図ること。
- 3．生涯学習行政の一元的推進のため、首長部局と教育委員会との柔軟な役割分担・協力体制の確立を図ること。
- 4．義務教育費国庫負担金のあり方については、地方の意見を尊重し検討すること。
- 5．教職員配置の充実について
  - (1) 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に完全実施するとともに、教職員配置の更なる充実を図ること。
  - (2) 地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教職員配置について、十分な財政措置を講じること。
  - (3) 複式学級解消のため、教職員定数の改善を図ること。
  - (4) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置の充実を図ること。
  - (5) 専任の司書教諭の配置について、定数化を図ること。

(6) コンピュータ等の専門知識を有する教職員の養成と配置の充実を図ること。

(7) 学校事務職員、学校栄養職員の配置を促進すること。

(8) 人権教育推進のための加配教員を確保すること。

## 6．生徒指導体制の充実について

(1) 不登校対策としての適応指導教育について、専任指導員の複数配置等の充実を図ること。

(2) 生徒指導等に配慮を要する学校等への養護教諭の複数配置を促進すること。

## 7．障害児等の教育環境の充実について

(1) 特殊学級教員の配置を促進すること。

(2) 障害児が在籍する学級に介助員を配置するとともに、教職員配置の充実を図ること。

(3) LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等の児童・生徒に対する通級制度を確立するとともに、専門教員の養成、配置の充実を図ること。

(4) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級への入学手続の簡素化を図ること。

## 8．就学援助に係る財政措置の充実を図ること。

## 9．奨学金制度に係る成績要件、所得基準を緩和するとともに、入学資金制度を創設すること。



- 10 .学校教育及び社会教育における人権思想の普及・高揚を図ること。
- 11 . 地方公共団体が主体的に実施する人権啓発事業について、財政措置の充実を図ること。
- 12 . 学校給食調理業務等を民間委託（請負契約）する場合、都市自治体による従業者個々人への直接指示が可能となるよう措置すること。
- 13 . 合併に伴う新市における教科用図書採択地区については、合併決定後、速やかに設定できるよう措置すること。
- 14 . 幼稚園就園奨励費について財政措置の充実を図ること。
- 15 . 幼稚園・保育所の制度の一元化に向けた具体案の検討にあたっては、地域のニーズに応じた弾力的な対応が可能となるよう、各種基準について、地方公共団体の自由度を拡大すること。また、検討結果等を早期に示すこと。

以上要望する。

## 地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．埋蔵文化財発掘調査事業に係る費用の原因者負担について、法律に基づく制度として明確化するとともに、財政措置の充実を図ること。
- 2．埋蔵文化財保管施設の建設について財政措置の充実を図ること。
- 3．公民館、公立図書館・博物館など公立社会教育施設整備について、地域の実情に応じた財政措置の充実を図ること。
- 4．地域における科学技術の振興を推進するため、ハード・ソフト両面にわたる総合的な支援施策の充実を図るとともに、国における科学技術に関する基本的施策の策定にあたっては、都市自治体の意見を十分反映させること。

以上要望する。

## 日米地位協定の見直しに関する要望

米軍基地の多くが住宅地域に近接しており、米軍人等による事件・事故、油及び汚水の流出、P C B等有害廃棄物の処理など基地の存在に伴う諸問題は跡を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている実情にある。

日米地位協定の締結から 44 年が経過し、もはやその運用を改善するだけではこれら諸問題の解決は望めず、同協定を見直す必要がある。

よって、国は、国民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定の抜本的見直しに向けた対応を行うこと。

以上要望する。

## 農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっては、食の安全・安心の確保と安定供給を基本として、主要先進国並みの食料自給率を盛り込み、食料産業の持続的発展、農村振興を図るための具体的な施策を構築すること。

また、地域の実情に合った農業経営体の育成を基本としつつ、国土保全等、農業の果たす多面的機能に着目した農業構造改革を推進するため、多様な経営体が共存できる直接支払制度を創設すること。

その際、直接支払制度の対象については、認定農業者や農業生産法人に限定することなく、経営を一元化した集落営農組織、法人化を目指す集落営農組織も含めるとともに、土地利用型農業に限定することなく、施設型農業も含めること。

- 2．W T O 農業交渉ならびに F T A 交渉にあたっては、わが国農業の現状を踏まえ、現実的でバランスの取れた合意が得られるようにすること。

また、わが国農業の競争力強化に向け、さらなる改革を推進すること。

### 3．米政策の推進について

(1) 米政策の改革を図るため、大綱に基づく関連対策を着実に実施すること。

(2) 食料自給率の向上を図るためにも、麦、大豆、飼料作物への対策を実施期間後も継続すること。

4．農薬取締法の改正に伴う経過措置を弾力的に運用して登録手続きを簡素化し、技術的援助を行い、適用野菜の拡大申請を推進すること。

5．牛海綿状脳症（BSE）の感染ルート及び発生原因をさらに精査し、発生防止並びに安全確保を継続すること。

また、特定危険部位の処理費用について財政措置を講じること。

6．高病原性鳥インフルエンザの感染ルートをさらに精査し、発生防止並びに安全確保を継続すること。

また、市町村が行う高病原性鳥インフルエンザ対策に係る費用について財政措置を講じること。

7．野菜や食肉、牛乳・乳製品などの農畜産物の安定供給や価格安定対策を推進すること。

8．家畜排せつ物の適正処理施設整備を推進するために畜産環境整備リース事業を推進すること。

9．農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、農業後継者の育成や担い手の確保対策を充実すること。

また、農業者が意欲を持って農業経営に取り組むことができる実

効ある農業経営所得安定対策を早期に確立すること。

10．生産緑地の指定を受けない農地において、長期の営農が確約され、良好な状態が継続されるものについては相続税を納税猶予すること。

2 ha 以下の農地の転用許可については、さらなる事務の迅速化、住民サービスの向上を図るため、都道府県農業会議への諮問についても不要とするよう必要な措置を講じること。

11．都市農業における市民との協同を図るため、農業体験農園制度を整備すること。

12．中山間地域における農業者の生産活動を支援し、農業・農村の多面的機能の確保を図るため、必要な財政措置等を講じること。

13．森林整備保全事業計画の推進を図るため、必要な財政措置を講じること。

また、地方自治機関が実施する放棄竹林対策に対する支援策を講じること。

14．地球温暖化防止に向け、森林の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能を発揮するため、その整備保全等について財政措置を講じること。

15．W T O 水産物貿易交渉に当たっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。

16．水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進を図ること。

17．漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。

18．沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。

以上要望する。

## 地域産業の振興等に関する要望

地域産業の振興と地域経済の活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．景気の着実な回復を図るため、総合的な経済対策を実施すること。
- 2．中小企業対策について
  - (1) 中小企業経営の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
  - (2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
  - (3) 地域産業を活性化させるため、新事業創出や高付加価値の新産業等に対し積極的かつ総合的な支援措置を推進すること。
- 3．大規模小売店舗の出店に際しては、地方公共団体が地域の実情に即した調整を行うことができるよう大規模小売店舗立地法の改正等の措置を講じること。
- 4．商店街の活性化に対する総合的な支援措置の推進を図ること。

また、任意の商店街組合が、法人化できるよう支援策を講じること。
- 5．市町村合併後において、当該市町村区域内の商工会議所と商工会とが円滑に合併を行うことができるよう関係法令の整備を図ること。



6．省エネルギー対策事業及び新エネルギー導入事業への財政措置を講じること。

さらに、太陽光発電などに対する支援措置のさらなる強化を図ること。

7．公営競技交付金制度は、事業収益に応じた負担とするよう見直すとともに、交付金の使途の再検討を図るため、関係省庁による協議機関を設置すること。

8．地域経済の自立的発展を促進するため、日本政策投資銀行による出融資機能の充実を図ること。

以上要望する。

## 公共事業に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

また、公共用地取得が2年以上にわたって行われる場合の譲渡所得の特別控除の通算適用を図ること。

2．市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。

3．公共事業用地として農地を提供した小規模農業者の代替農地取得に際し、下限面積要件の緩和を図ること。

4．国有地の処分に当たっては、関係市町村との合意形成を図るとともに、市町村への優先的払下げ及びその払下げ価格について特段の措置を講じること。

5．土地開発公社の保有地については、民間に売却できるよう制度の改善を図ること。

以上要望する。

## 下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．下水道の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るため、地域の実態にあった財政措置等を講じること。
- 2．合流式下水道の改善及び老朽化した下水道施設について、必要な財政措置等を講じること。
- 3．下水道事業債については、政府資金等良質な資金を確保するとともに、償還期限の延長、起債対象範囲の拡大及び借換え条件の緩和など一層の改善を図ること。

また、元利償還金の地方交付税への算入率を引き上げること。

なお、事業債の元利償還金に対する一般会計繰入金にかかる消費税については、借入れ当時の税率を適用すること。

- 4．下水道事業における市町村合併支援措置については、平成 15 年 4 月 2 日以降の合併市町村についても対象とするなどの改善を図ること。

以上要望する。

## まちづくり等に関する要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．中心市街地の活性化を図るための財政措置を講じるとともに、中心市街地整備推進機関（TMO）の育成などを含め、総合的な支援策を講じること。

また、中心市街地の定住を促進するための必要な支援策を推進すること。

- 2．構造改革特別区域については、都市の提案を積極的に採択するとともに、柔軟な規制緩和を図ること。

- 3．都市自治体が、自主的・主体的な都市づくりを進めることができるよう、用途地域等に関する都市計画決定等、土地利用の調整や規制に関する基準について都市自治体が自ら決定することとするなど、都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。

また、都市自治体が、条例により地域の実態を踏まえた都市づくりを進めやすくするため、関係法令において条例で定めることができる範囲を大幅に拡大するなどの措置を講じること。

- 4．土地区画整理事業等の市街地整備については、財政措置や税制上の優遇措置を講じるとともに、換地処分後においても、財政措

置が講ぜられるよう制度の拡充を図ること。

また、組合土地区画整理事業に対し、財政措置を講ずるとともに、無利子貸付金制度の弾力的な運用が図れるよう、制度の拡充を図ること。

5．街路事業に対する制度の拡充及び必要な財政措置を講じること。

6．全国の都市再生の実現に向けて、プロジェクト推進に必要な支援措置を講じること。

また、総合的なまちづくりに対する助成制度の拡充を図ること。

7．地方自治体が独自に実施する狭隘道路拡幅整備については、必要な財政措置を講じること。

8．開発インターチェンジの建設を行った第三セクター対し、総合的な支援措置を講じること。

9．不発弾等処理交付金に水平磁気探査費を対象とすること。

10．特殊法人等の改革の推進に当たっては、安易に地方に負担を転嫁することのないよう必要な施策を講じること。

また、都市基盤整備公団（独立行政法人都市再生機構）が所有している遊休化した土地については、関係市町村のまちづくり計画の支障とならないよう対策を講じること。

以上要望する。

## 都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．都市公園の整備を着実に推進するため、必要な財政措置を講じること。

また、借地による都市公園の継続を図るため、相続税の軽減措置（評価減）について貸付期間などの要件を緩和すること。

さらに、自治体条例に基づき設置している都市公園については、相続税の軽減措置を実施すること。

- 2．都市における緑地保全を図るため、都市緑地保全法による緑地の公有化に対し必要な財政措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。

- 3．生産緑地法に基づく生産緑地の買取り申し出に対する特例措置を改善すること。

また、生産緑地内の市民農園については、相続税納税猶予制度の拡充を図ること。

- 4．屋上緑化事業に対する財政措置を講じること。

- 5．地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定を行うこと。

以上要望する。

## 治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．河川等改修事業の着実な推進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、河川敷地内の私有地の解消の推進を図ること。

2．地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺空間の整備を推進すること。

3．増額変更したダム建設費については、関係地方自治体の負担金の軽減など必要な財政措置を講じること。

4．水需要に合わせた水利使用調整など水利権の弾力的運用を促進すること。

5．急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、必要な財政措置を講じること。

また、土砂災害警戒区域における対象住民に対する支援措置を更に推進すること。

以上要望する。

## 道路の整備促進に関する要望

都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進するため、必要な財政措置を講じること。
- 2．道路特定財源については、これを堅持し、地方への配分の増額を図ること。

さらに、地方の道路整備が遅れているため、地域の実情に応じた財政措置を講じること。

### 3．幹線道路網の整備について

- (1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に着工、完成させること。
- (2) 高速自動車国道の整備に当たっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させること。

さらに、直轄方式の高速道路の整備に当たっては、地域の実情等を十分に勘案すること。

- (3) 地域開発のための連絡橋であり生活道路ともなっている自動車



道の通行料金については、利用しやすい料金体系に改定すること。

- 4 . 安全で快適な生活環境の創造のため、交通安全対策、道路防災対策、バリアフリー施策等を促進すること。

また、高齢者等の社会参加を支援するため、歩行空間の面的整備を促進すること。

- 5 . 大気汚染の防止や沿道の騒音の低減等を図るため、道路環境対策・渋滞対策を促進すること。

また、道路の整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

- 6 . 道路の無電柱化を促進するため、必要な財政措置を講じるとともに、制度の更なる改善を図ること。

- 7 . 市街化区域内の相続税猶予農地において道路整備を行う場合、相続税猶予の特別措置を設けること。

- 8 . 道路上の違法放置物件について、その占有者等が撤去指導に従わなかった場合、道路管理者自らその物件を簡易に除去できるようにすること。

以上要望する。

## 住宅施策に関する要望

良好な住宅を供給するため、住宅等の整備にあたり、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．民間住宅の活用を促進するため、公営住宅法の住宅整備基準の緩和を図ること。
- 2．公営等住宅の建替事業及び改善事業については、必要な財政措置を講じること。
- 3．公営住宅法における収入超過者、高額所得者に対する退去基準については、地域の実情に応じた運用ができるようすること。  
また、公営等住宅の譲渡については、地域の実情に応じて行えるよう制度を改善すること。
- 4．民間事業者が、高齢者円滑入居賃貸住宅を建設した場合の建設改良費等への更なる支援措置を図ること。
- 5．公営住宅建設事業債の元利償還金については、地方交付税への算入措置を図るなどの財政措置を講じること。
- 6．住宅新築資金等貸付事業については、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

以上要望する。

## 雪寒地帯の振興に関する要望

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．雪寒地帯における円滑な冬期道路交通の確保に必要な財政措置を講じること。
- 2．雪寒地帯における文化財保存整備に係る制度の改善を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

以上要望する。

## 運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

- (1) 公共交通事業者等のバリアフリー化の整備促進に必要な財政措置を講じるとともに、鉄道事業者等に対する指導を強化すること。
- (2) 交通バリアフリー施設整備については、必要な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた制度とすること。

### 2．整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の手続きを進め、早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 建設に伴う地域の負担については、適切な措置を講じるとともに、財政措置について特段の配慮を図ること。
- (3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。

### 3．鉄道の整備促進について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設等の整備促進に必要な財政措置を講じる

こと。

(2) 鉄道整備を含む一体型土地区画整理事業については、総合的な支援措置を講じること。

4．空港の整備促進については、必要な財政措置を講じること。

また、地域拠点空港の運用体制の拡充及び空港周辺の総合的な開発整備等を積極的に推進すること。

5．交通需要マネジメント（TDM）施策及び高度道路交通システム（ITS）施策を推進するとともに、新しい交通システムの導入など都市内交通基盤の整備促進に対し、制度の拡充及び財政支援を図ること。

また、踏切道整備を促進するため、地域の実情に応じた制度にするとともに、所要の財政措置を講じること。

6．自動車及び自転車対策について

(1) 鉄道事業者等の自転車駐車場の設置について、関連法の改正を含め実効ある施策を推進するとともに、施設整備に係る財政措置を講じること。

(2) 自動車リサイクル法の本格施行に当たっては、国民に対する広報活動を推進すること。

(3) 自動車の不法投棄対策を徹底するとともに、路上放棄車処理協力会による費用協力について、対象範囲の拡充等を図ること。

さらに、離島地域の特殊要因を考慮し、違法放置車両の撤去・

処分等にかかる費用については、必要な措置を早急に講じること。

7．不審船、不法操業等については、更なる海上保安対策を推進するため、高速高機能巡視船等の整備・促進を図ること。

また、海岸に漂着した廃棄物については、適正処理を行うための経費について特段の措置を講じること。

8．水上バイクについては、更なる安全対策を推進すること。

9．外国人観光客誘致について

(1) 外国人観光客誘致のため実施している地域活動に対する支援策及び財政支援措置を講じること。

(2) 中華人民共和国国民に対する訪日団体観光査証（ビザ）の発給対象地域の拡大を図ること。

以上要望する。

## 生活交通維持対策に関する要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．地方バス路線について

- (1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費について、地域の実態にあった財政措置を講じること。
- (2) 地方自治体等が生活交通確保のため運行している必要不可欠なバス路線については、更なる財政措置を講じること。

### 2．地方鉄道について

- (1) 地域交通ネットワークに不可欠な地方鉄道の経営安定化を図るため、抜本的な政策の見直しを図ること。
- (2) 地方自治体が地方鉄道事業者に対し経営安定化のため行っている各種施策について、所要の財政措置を講じること。
- (3) 地方鉄道存廃の是非について、適正な情報公開のもと関係の地方自治体及び地域住民等が十分協議できるよう必要な措置を講じること。

以上要望する。

## 港湾・海岸に関する要望

産業活動・生活を支える基幹的な社会資本である港湾等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．港湾整備及び海岸事業等の整備促進を図るため、必要な財政措置を講じること。
- 2．国際競争力の強化や地域経済の再生を支援するため、国際港湾の機能強化、多目的国際ターミナル等の総合的な物流基盤施設整備の推進、航路機能の維持強化を図ること。

また、複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備等を促進し、環境負荷の少ないモーダルシフト化を推進すること。

- 3．国際海事機関（IMO）における海上人命安全条約（SOLAS条約）の改正に伴い、港湾施設のセキュリティ確保に必要な施策を総合的に推進すること。
- 4．循環型社会の実現を図るため、リサイクルポートなど港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築のための基盤整備を推進すること。
- 5．観光の振興や個性を活かした地域の発展に資するため、「みなとまちづくり」等の施策の推進を図ること。
- 6．港湾・海岸におけるハード・ソフト一体となった大規模地震対策、津波対策等総合的な防災対策を推進すること。



7．自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推進するとともに、閉鎖性水域の水質の改善対策を推進すること。

8．既存港湾施設の有効活用を図るため、維持修繕に係る財政措置を講じること。

以上要望する。